

1 国民年金の給付の体系 重要度 **A**

1 老齢に関する給付

老 齢	支給要件
老齢基礎年金	①保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び若年者納付猶予により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く）を有する者であること ②65歳に達していること ③受給資格期間を満たしていること（主なものは、次のとおり） (イ) 保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合算した期間が25年（昭和5年4月1日以前生まれの者は21年～24年）以上 (ロ) 昭和31年4月1日以前に生まれた者であって、厚生年金保険法等の加入期間が単独で又は合算して20年（昭和27年4月1日以前生まれ）～24年以上 (ハ) 昭和26年4月1日以前に生まれた者であって、40歳（女子、坑内員、船員は35歳）以後の厚生年金保険の被保険者期間が15年（昭和22年4月1日以前生まれ）～19年以上
付加年金	①付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者であること ②老齢基礎年金の受給権を有していること

2 障害に関する給付

障 害	支給要件
障害基礎年金 （法30条の本来の障害基礎年金）	①初診日において、(イ)被保険者であるか又は(ロ)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者であること ②初診日の前日において初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合は、一定の保険料納付要件を満たしていること ③障害認定日において、障害等級〔1級及び2級〕に該当する程度の障害の状態にあること

3 死亡に関する給付

死 亡	支給要件
遺族基礎年金	①(イ)被保険者、(ロ)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者、(ハ)老齢基礎年金の受給権者、(ニ)老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者のいずれかに該当する者が死亡したこと

	②前記①(イ)及び(ロ)の場合、死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、一定の保険料納付要件を満たしていること ③(イ)配偶者については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次の(ロ)の要件に該当する子と生計を同じくすること、(ロ)子については、18歳の年度末までの間にあるか、又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと
寡婦年金	①死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年（期間短縮の特例あり）以上ある夫（保険料納付済期間又は学生納付特例及び若年者納付猶予に係る期間以外の保険料免除期間を有する夫に限る。）が死亡したこと ②死亡した夫が障害基礎年金の受給権者でなかったこと、又は老齢基礎年金の支給を受けていなかったこと ③夫の死亡当時、夫によって生計を維持していた65歳未満の妻について、夫との婚姻関係が10年以上継続していたこと
死亡一時金	①死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数が36月以上ある者が死亡したこと ②死亡した者が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けていなかったこと ③原則として、遺族基礎年金を受給できる遺族がないこと

4 脱退に関する給付

脱 退	支給要件
脱退一時金	①請求の日の前日において請求の日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数が6月以上ある日本国籍を有しない者（被保険者でない者に限る）であること ②老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと ③障害基礎年金等の受給権を有したことがないこと ④最後に被保険者の資格を喪失した日から起算して2年（同日において、日本国内に住所を有していた者は帰国後2年）以内に請求すること

5 国民年金の給付の種類

国民年金法第15条（給付の種類）

この法律による給付（以下単に「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 1 老齢基礎年金
- 2 障害基礎年金
- 3 遺族基礎年金
- 4 付加年金，寡婦年金及び死亡一時金

国民年金法による給付は，法本則においては，「老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金並びに付加年金，寡婦年金及び死亡一時金」の6種類が定められている。また，法附則において，「脱退一時金」，「特別一時金」，「老齢年金」が定められている。

POINT

「付加年金，寡婦年金及び死亡一時金」は，第1号被保険者としての被保険者期間を対象とした独自給付である。

6 旧法と新法の給付の関係

昭和61年4月1日前までに年金の受給権が発生した者については，原則として，引き続き旧法による年金給付が支給され，昭和61年4月1日以後に受給権が発生した者については，新法による年金給付が支給される。

保険事故	旧 法		新 法	
	S.36.4	S.61.3	S.61.4	→ 現在
老 齢	① 老齢年金 ② 通算老齢年金 ③ 老齢福祉年金 ④ 付加年金		① 老齢基礎年金 ② 老齢福祉年金 ※3 ③ 付加年金	
障 害	⑤ 障害年金 ⑥ 障害福祉年金 ※1		④ 障害基礎年金	
死 亡	⑦ 母子年金 ⑧ 準母子年金 ⑨ 遺児年金 ⑩ 寡婦年金 ⑪ 死亡一時金 ⑫ 母子福祉年金 ※2 ⑬ 準母子福祉年金 ※2		⑤ 遺族基礎年金 ⑥ 寡婦年金 ⑦ 死亡一時金	

- ※ 1：昭和61年3月31日において「障害福祉年金」の受給権のある者が，昭和61年4月1日に，障害基礎年金に該当する障害の状態にあるときは，これを裁定替えして「障害基礎年金」を支給することとされた。
- ※ 2：昭和61年3月31日において「母子福祉年金・準母子福祉年金」の受給権者であった者については，昭和61年4月1日に，これらを裁定替えして「遺族基礎年金」を支給することとされた。これに対し，「母子年金・準母子年金」は，昭和61年4月1日以後も裁定替えされず，引き続き「母子年金・準母子年金」として支給されている。
- ※ 3：老齢福祉年金は，老齢基礎年金に裁定替えされずに，現在も，老齢福祉年金として，引き続き支給されている。

POINT

- 1 老齢基礎年金は，「大正15年4月2日以後」に生まれた者（旧制度の老齢・退職給付の受給権者を除く。）が支給対象者となる。
- 2 障害基礎年金は，「障害認定日」が昭和61年4月1日以後である者（福祉年金を除く。）が支給対象者となる。
- 3 遺族基礎年金は，「死亡日」が昭和61年4月1日以後である者（福祉年金を除く。）が支給対象者となる。

2	管 掌	重 要 度	B
----------	------------	----------------------	----------

1. 管 掌

国民年金の保険者は、「政府」である。

2. 共済組合等による事務の実施

国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、「共済組合等」に行わせることができる。

「共済組合等」	① 法律によって組織された共済組合（以下「共済組合」という）
	② 国家公務員共済組合連合会
	③ 全国市町村職員共済組合連合会
	④ 地方公務員共済組合連合会
	⑤ 日本私立学校振興・共済事業団

3. 市町村長による事務の実施

国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、「市町村長」が行うこととすることができる。

POINT

- 1 第1号被保険者としての被保険者期間のみを有する者に支給する老齢基礎年金に係る裁定請求の受理等の事務は、「市町村長」が行うこととされている。
- 2 一の共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する者に係る老齢基礎年金及び遺族基礎年金の裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」が行う。
- 3 共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者であった間に初診日がある者に係る障害基礎年金の裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」が行う。
- 4 国民年金における届書等の受理及び審査等に関する事務の一部は、「第1号法定受託事務」として市町村長が行うこととされている。

《 参考：市町村長が処理する主な事務 》

市町村長が処理する事務は、届書等の受理及び審査等である。主な事務は次のとおり。
<ul style="list-style-type: none"> ① 任意脱退に係る承認の申請の受理に関する事務 ② 任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者の資格の取得、喪失及び口座振替納付等に係る申出の受理及びその申出（口座振替納付等の申出を除く。）に係る事実についての審査に関する事務 ③ 国民年金手帳の再交付の申請（第1号被保険者（任意加入被保険者、特例による任意加入被保険者を含む。）に係るものに限る。）の受理に関する事務 ④ 次に掲げる給付を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 第1号被保険者（任意加入被保険者、特例による任意加入被保険者及び旧法による被保険者を含む。以下同じ）としての被保険者期間のみを有する者（厚生年金保険法に規定する離婚時みなし被保険者期間を有する者を除く）に支給する老齢基礎年金 (ロ) 法附則9条の3の規定による老齢年金 (ハ) (i) 第1号被保険者であった間に初診日がある傷病又は日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の間に初診日がある傷病による障害に係る障害基礎年金 <li style="padding-left: 20px;">(ii) 20歳前の傷病による障害に係る障害基礎年金 (ニ) 第1号被保険者の死亡に係る遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金等の受給権を有することとなる者に係るものを除く。） (ホ) 寡婦年金 (ヘ) 死亡一時金 (ト) 特別一時金 等 ⑤ 付加保険料を納付することの申出、納付しなくなることの申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務 ⑥ 法定免除期間についての保険料納付の申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務 ⑦ 保険料免除（全額申請免除、一部申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予）に係る申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 等